

参 考

【サポーターズ活動における私有物及び学校備品使用と損壊時修理補填に関する規定】

I. 適用範囲

1. 適用範囲の基本は、委員会活動とする。

II. 使用目的

1. 会員は、私有物及び学校備品をサポーターズ活動に使用する際は事前に申請を行なう。

2. 申請は、使用日前日までに委員長、サポーターズ会長（または役員会）に下記の内容を提示する。 ①目的 ②使用日 ③機器名 ④使用者

3. 委員長、サポーターズ会長（または役員会）は内容の妥当性を確認し速やかに使用許可の可否を行なう。

III. 適用認定

1. サポーターズ活動時に機器類に修理を要する損害が発生し修理費用が生じた場合、修理費用の領収書および修理明細を事故報告書(状況及び損害の内容)に添付して役員会に提出する。

2. 役員会は事故報告書の内容を審査し、修理補填金の出金決裁を行なう。

IV. 修理補填金

1. 修理補填金については以下のように定める。

①修理1件につき上限5,000円

②その他で必要ありと認められた場合は、役員会で決定し、運営委員会に報告する。

③決済金額については、役員会で事故報告書の内容をもとに決定する。